

# 一般社団法人千葉県バスケットボール協会 U12 部会

## STEP2 以降の活動における 新型コロナウイルス感染予防ガイドライン 改訂版(2020年8月30日作成)

千葉県U12部会長 大橋一樹

### はじめに

- 本ガイドラインは、新型コロナウイルス（COVID-19）感染症拡大状況下において、子どもたちの命と健康を最優先にしながら、楽しくミニバスケットボールができる環境を整えるための大綱的規準として、政府および千葉県下各自治体の方針や上位団体が作成するガイドラインや通知に基づき策定したものです。
  - したがって、本ガイドラインの適用にあたっては、その時点での政府および千葉県下各自治体の方針や上位団体が作成するガイドラインや通知が優先されるものとします。
  - 支部・地区連盟においては、本ガイドラインに準拠しながら地域の実情を鑑みて、さらに具体的なガイドラインを作成し、所属チームに周知してください。
  - 支部・地区連盟でのガイドライン作成にあたっては、余裕をもった計画を立案し、参加チームや会場に負担がかからないようにしてください。また、地区同士の競争意識などのもと、無理な判断は絶対に避けなければいけません。地区として可能なレベルを見極めて少しづつ展開してください。
  - 本ガイドラインは、政府の専門家会議が2020年5月14日に発表した、感染状況に基づく都道府県の3区分（特定警戒・感染拡大注意・感染観察）をベースにした活動レベルを設定しています。
- 以下のサイト・資料を参照してください。
- ★JBA「新型コロナウイルス感染症に関するバスケットボール再開ガイドライン」第1版 2020年6月8日  
[http://www.japanbasketball.jp/wp-content/uploads/JBA\\_Guideine\\_20200608.pdf](http://www.japanbasketball.jp/wp-content/uploads/JBA_Guideine_20200608.pdf)
  - ★JBA「新型コロナウイルス感染症に関するバスケットボール再開ガイドライン（手引き）」  
[http://www.japanbasketball.jp/wp-content/uploads/JBA\\_Guideline\\_tebiki\\_20200608.pdf](http://www.japanbasketball.jp/wp-content/uploads/JBA_Guideline_tebiki_20200608.pdf)
  - ★神奈川県ホームページ「新型コロナウイルス感染症モニタリング状況」  
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/k-vision/indicator.html>

# 1 日常の活動について

## 【活動の範囲・制限】

- (1) 他チームとの交流範囲は、原則として、県協会 U12 部会各支部・地区内とする。
- (2) 活動日数は、土日祝日を含めて週 5 日以内とする。
- (3) 活動時間は、平日 2 時間以内、土日祝日の場合 3 時間以内とする。ただし、試合等の交流を行う場合はその限りでないが、無理のない計画を立案し、できるだけ時間短縮に努める。
- (4) 公設体育施設等を使用する場合は、同一地域チームとの公平性を担保できるようにお互いに譲り合う。
- (5) 屋外で活動をする場合は、公園等施設の使用許可を取ると共に、近隣住民の迷惑にならないよう十分な配慮する。
- (6) 選手の体力・健康状態等を十分に観察し、練習日数・時間・内容等が急激に過度にならないよう段階的に設定する。
- (7) 支部・地区連盟等の会議、チーム行事・会議については、原則として集合型では行わず、メール稟議など形態を工夫する。また、大会抽選会等は、最小限の役員による責任抽選とする。どうしても開催する必要がある場合は、十分な感染対策を講じること。

## 【各チームで講じるべき感染防止対策】選手・指導者・保護者・役員全てに適用

■チーム責任者は、選手・スタッフの毎日の検温や健康状態を確認し、変化が見られた際や具合が悪いなどあった場合は、活動を停止させ体調を再度確認したうえで、活動を再開させること。

- (1) 発熱、咳、咽頭痛、倦怠感など風邪症状や体調不良の場合は活動に参加しない。
- (2) 同居家族や身近な人に感染が疑われる人がいる場合は、活動に参加しない。
- (3) 活動への参加は個人の自由とし、強制しない。感染不安による自主的な不参加等に対して十分な理解と配慮を行い、不当な差別的扱いにならないように留意する。
- (4) 家を出る前に必ず検温をし、活動日の責任者に報告する。
- (5) 活動責任者は、日々の参加者名簿を作成し、体温を記録する。
- (6) 事前の検温を忘れた場合は、活動場所で検温する。(体温計はチームで用意する。)
- (7) 活動場所への行き・帰り、ミーティング等の場面を含め、マスク着用を徹底する。ただし、練習をする時間帯ではマスクを外し、衛生的に保管する。指導者、付き添い保護者等は、原則として全時間帯着用する。(熱中症対策として、息苦しくなる場合は無理をせず、周囲の人との十分な距離を確認した上で外す。)
- (8) 活動場所に入る前、活動終了後、帰宅後における石鹼による丁寧な手洗いと入念なうがいを徹底する。
- (9) 石鹼による手洗いができない場合は、アルコール等による手指消毒を行う。
- (10) 参加者は、汗ふきタオルとは別に、清潔な手ふきタオル等を各自用意する。
- (11) 活動中は、最低 2 方向の窓を開けるなど、十分な換気を行う。
- (12) 必要最小限の参加者にとどめ、参加者間の距離をとるように心がける。
- (13) 活動中、多人数が密接・密集して滞留したり、長時間近接したりすることを避けるように、活動の内容や形態を工夫する。
- (14) 活動中、不必要的大声での発声がないように心がける。
- (15) コロナの対応のみならず、夏場における熱中症対策も同様に行う。猛暑日で冷房がない場合は、計画した予定を優先させるのではなく、活動を休む等の措置をとる。

## 2 競技会・大会（練習試合等）について

- 競技会等を行う場合、責任者は競技者・コーチ等のスタッフ、審判等の直近2週間の健康チェックを確認し、当日の体調も確認したうえで実施する。
- 大会主催者は、大会におけるガイドラインを定め、大会前・大会当日において、開催や参加の可否を判断できるよう対策すること。
- 大会等への参加可否は、チーム内における選手、指導者、役員それぞれ個人の判断を尊重し、決して強制や同調圧力を加えたり差別的な扱いをしたりしないように十分な配慮をすること。
- チーム活動や競技会等へ参加したいための虚偽の報告を行わないように徹底する。また、個人が正しい報告ができる環境をつくること。
- 感染者、濃厚接触者、その家族、チーム関係者、学校等に対する誹謗中傷など偏見や差別につながるような行為は、断じて許されない。

### 【競技会・大会等への参加】

- (1) 以下に該当する場合は大会会場への入場を認めない。
  - ① 試合当日出発前に自宅にて体温の測定ならびに症状の有無を確認し、体調が良くない場合  
(例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
  - ② 同居人や身近な人に感染が疑われる方がいる場合。
  - ③ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等へ渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。
- (2) 大会会場へは、各チーム、必要最低人数での参加体制をとること。

### 【会場来場者がするべきこと】（選手・指導者・引率保護者・観客・役員・審判等全てに適用）

- (1) 会場来場者は、体調管理チェックリストを作成し、主催者に書面で提出する。（必須）
- (2) チーム代表者は自チームの関係参加者全員（選手・保護者・指導者）の情報（下記内容）を取りまとめて提出する。
- (3) 提出された情報は大会主催の各地区にて保管し必要に応じて活用する。その際、個人情報の秘匿に関して厳重に管理し、責任をもって廃棄する。保管期間は、3ヶ月とする。
- (4) チェックリストの内容
  - ① 氏名・年齢・住所・連絡先（個人情報の取り扱いに特に注意）
  - ② 当日の体温
  - ③ 大会前2週間に於ける以下の事項の有無

□平熱を超える発熱  
□咳、のどの痛みなど風邪の症状  
□だるさ（倦怠感）、息苦しさ  
□嗅覚や味覚の異常  
□身体が重く感じる、疲れやすい等  
□新型コロナウイルス感染予防感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無  
□同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる  
□過去14日位内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航、又は当該在住者との濃厚接触がある
- (5) 大会期間中は可能な限り行動記録をとること。

★これらの情報提供は、感染者が出た場合の濃厚接触者の特定に必要となります。

【会場での感染予防対策】主催者・会場責任者・参加者が分担・協力して実施すること。

- (1) 会場内各所において、三つの密を徹底的に回避するように努める。
- ① 密閉・密集・密接の場面が発生しないように工夫する。(人数・換気・座席など)
  - ② 人ととの間隔はできるだけ空ける。(ソーシャルディスタンス目安 2 m)
- (2) 会場利用者は、マスクの着用を徹底する。(試合のコートに立つ選手・審判は除く)
- (3) 会場は最低 2 方向の窓を開けるなど、十分な換気を行う。
- (4) 会場責任者は、利用者が手洗いをこまめに行えるよう以下に配慮して場所を確保する。また入場の際は必ず手洗いを行い、試合終了後に於いても手洗いを励行する。
- ① 手洗い用の石鹼を用意する → 手洗いは 30 秒以上を推奨する。
  - ② 手ぬぐい、タオル等は他の人と共有しない。
  - ③ アルコール消毒液等を用いて手指消毒を併用する。
  - ④ 乾燥機等の設備は使用しない。
- (5) 洗面所（トイレ）は感染リスクが比較的高い場所と考えられることから、以下の点に配慮して管理し使用する。
- ① ドアノブ、水洗器具のレバー等は次亜塩素酸ナトリウム等を用いてこまめに消毒をする。
  - ② トイレの蓋は閉めてから排水する。
  - ③ 手洗い場には石鹼を用意する。
  - ④ 乾燥機等の設備は使用しない。
- (6) 更衣室使用については、各会場のルールに従い以下の事に留意する。
- ① 十分な換気を行ったうえで密にならないよう同時使用の人数を制限する。
  - ② 各チーム引率保護者帯同のもと、交代で利用する。
- (7) 消毒について
- 参加者の手が触れる場所、用具（ベンチ、TO 機器類、得点板、モップ、応援席）等はアルコールや次亜塩素酸ナトリウム等を用いて試合間等に定期的に拭き取りを行う。
- (8) チーム・選手・観客の管理
- ① 会場への入場者は試合に関する選手、指導者、引率保護者の最小人数に制限する。
  - ② 会場に余裕がある場合は、ベンチや応援席の配列を工夫する。
  - ③ 大きな声を出す機会（指示、応援、声援等）を最小限にする。
  - ④ 握手、ハイタッチ等の身体接触は避ける。
  - ⑤ 荷物置場、待機場所は会場のスペースを考慮したうえで出来るだけソーシャルディスタンスを確保する。
  - ⑥ 昼食をとる場合は、広い場所を選び、対面にならないように注意する。
  - ⑦ 選手、保護者の試合会場への来場は自チームの試合、TO の時間に合わせて来場し、終了後すみやかに帰宅する。
- (9) ゴミの廃棄
- ① 会場でのごみは必ず各自で持ち帰る。特に唾液、鼻水などが付着したものは手袋等を着用してビニール袋に入れ密封して処理する。
  - ② 飲み残しのドリンク、氷などを洗面所、トイレ、排水溝などに流さないこと。
  - ③ 特に、役員・指導者は飲料水等を各自で用意し、必ず持ち帰るようにする。
- (10) その他
- ① 所属の学校や教育委員会から特段の指示があった場合は、その指示に従う。
  - ② 本ガイドラインとは別に、使用会場から提示されたルール・規準も遵守する。同一項目で両者の規準が異なった場合は、厳しい方を適用する。

### 3 チーム関係者に感染者が出た場合について

- 各支部・地区連盟は、チームからの迅速な情報申告を受けると共に、県協会 U12 部会と情報共有を図り、的確な対応を指示する。
- 各支部・地区連盟は、競技会・大会の実施に関して、その状況に応じて、継続・中止・再開の判断を適宜行う。
- 感染は、どこにでも、誰にでも起こりうるものであるという共通認識のもと、感染した本人や関係者が、謂われのない差別や誹謗中傷に晒されないように、情報の管理と共に当事者に対する丁寧な配慮をする。

(1) 選手、保護者、指導者本人とその同居者に新型コロナウイルス感染症患者が出た場合

- ・治癒するまでチームの活動に参加できない。
- ・医師の指示のもと、チーム活動に復帰する。
- ・保健所が行うチーム内での濃厚接触者の認定作業に協力する。

(2) 選手、保護者、指導者が濃厚接触者として認定された場合

- ・各種検査で陰性となっても、経過観察のため、2週間はチームの活動に参加できない。
- ・復帰については、保健所の指示に従う。

(3) 選手が所属する学校・学年・学級で、休校措置や学年・学級閉鎖措置がとられた場合

- ・措置がとられている間は、チームの活動に参加できない。
- ・措置が解除されてから復帰する。

(4) チーム内で同時もしくは連続して複数の感染者が出た場合（クラスターの疑い）

- ・チーム全体の活動を停止する。
- ・活動の復帰は、医師の指示に従う。

(5) その他、チーム近隣地区での感染状況が悪化した場合

- ・支部地区連盟と相談して活動を決定する。